

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 4 年 1 1 月 1 8 日付けの保護変更決定通知書により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

10 年保護を受けており、昨年障害及び電動車イス等での生活からバリアフリー等のアパートへの転居が認められた。

10 年前転職及び転居の際、布団一式のみで越してきたが体をこわし現在に至る。何もなくコツコツとリハビリ、社会復帰及び自立の為に努めてきたことをふまえて判断してもらいたい。

（本件処分において自立更生免除がされないことについて法） 6 3 条は適用しないとしか説明がない。なぜダメなのか。

自立更生免除は、QOL を守り、体の不自由を補い、1 人で新たに生活を始めるために役立たせる制度であるはずである。

自立更生免除が認められるよう願う。

また、自立更生免除申請に対しての意義や定義及び規約などの説明を求める。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項により、

棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 8月 8日	諮問
令和6年11月18日	審議（第94回第3部会）
令和6年12月18日	審議（第95回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項が準用する法24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、決定の理由を付した上で、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入申告義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所にその旨を届け出なければ

ばならないとしている。

(4) 収入認定

ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日付厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８・２は、収入の認定は月額によることとし、同・３・(2)・ア・(ア)は、恩給、年金、失業保険その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定すること、ただし、同・(3)のオ、ケ又はコに該当する額については、この限りでない、としている。

次官通知第８・３・(3)が掲げる収入として認定しないもののうち、同・オは「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」、同・ケは「心身障害児（者）、老人等社会生活を営む上で特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支援対象者一人につき８０００円以内の額（月額）」、同・コは「独立行政法人福祉医療機構法第１２条第１項第１０号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金」である。

イ 年金等の収入

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日付社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第８・１・(4)・アは、「国民年金法（中略）等による給付で、１年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」としている。

(5) 収入充当額の認定変更

局長通知第１０・２・(8)は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第８０条を適用すべき場合及び(7)のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入

充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）」とする。

なお、上記記載のうち、「(7)のエ」は、賞与、期末手当等に関する定めである。

(6) 次官通知等の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、保護は要保護者の金銭等で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり（1・(1)）、年金その他の公の給付については、次官通知第8・3・(2)・ア・(ア)により、その実際の受給額を収入として認定されること、収入として認定されないものは次官通知第8・3・(3)のオ、ケ又はコに該当する額に限ると定められているところ（同・(4)・ア）、本件年金証書及び本件年金関係書類によると、請求人に対して支払われる障害基礎年金及び年金生活者支援給付金は、次官通知第8・3・(3)のオ、ケ又はコに該当するものとは認められず、その実際の受給額を収入として認定することとなる。

また、1年以内の期間ごとに支給される年金については、実際の受給額を受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定するとされているところ（同・(4)・イ）、処分庁は、本件年金証書及び本件年金関係書類に基づき、令和4年12月以降の請求人の支払予定額は障害基礎年金が2か月毎に129,633円、年金生活者支援給付金が2か月毎に10,040円であることを確認し、障害基礎年金64,816円（129,633円（2か月分）を各月に分割）及び年金生活者支援給付金5,020円（10,040円（2か月分）を各月に分割）の計69,836円を収入認定したことが認められる。

そして、局長通知第10・2・(8)により、収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、確認月からその前々月までの分に限って、当該事由に基づき変更決定を行えば生ずることとなる返納額を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えない、この場合には扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことな

く、収入充当する旨を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるとされている（１・(5)）。

処分庁は、令和４年１１月１５日に請求人が提出した本件年金関係書類により同年１０月までの収入を確認し、①確認月の前々月に当たる同年９月に振り込む旨の通知があった障害基礎年金６４，８１６円により、請求人に支給済みの同年９月分の保護費が過払いになったとして、その全額を同年１２月の請求人の保護費に収入充当し、②同年１０月に振り込む旨の通知があった障害基礎年金１２９，６３３円及び年金生活者支援給付金１５，０６０円（いずれも２か月分）の各２分の１の額（６４，８１６円及び７，５３０円の計７２，３４６円）により、請求人に支給済みの同月１０月分保護費が過払いになったとして、このうち１６，１８８円を同年１２月に収入充当していること（残りの５６，１５８円は令和５年１月に収入充当）が認められる。

そうすると、本件処分は、上記１の法令等の定めに則って適正に行われたものであって、保護費の算定においても違算は認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

３ 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり、年金の収入認定に際して自立更生免除が適用されないことについて不服である旨を主張する。

しかし、年金については、その実際の受給額を要保護者の収入として認定するとされ、その例外として収入認定しないものは、次官通知第３・(3)のただし書が掲げる同・オ、ケ又はコに該当する額に限られ（１・(1)及び(4)・ア）、ほかに年金の収入認定について自立更生免除を適用する旨の定めはない。また、本件処分が法令等の定めに則って適正に行われていることは上記２で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子